

議員提出議案第1号

紀の川市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年5月30日提出

紀の川市議会議長 川 原 一 泰 様

提出者 紀の川市議会議員 榎 本 喜 之

賛成者 紀の川市議会議員 木 村 芳 友

〃 大 田 裕 之

〃 阪 中 晃

〃 杉 原 勲

提案理由

地方自治法第91条第1項の規定に基づき、紀の川市議会議員の定数を18人と定めるため。

紀の川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会議員定数条例（平成２１年紀の川市条例第１号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
紀の川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により、 <u>２０人</u> とする。	紀の川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により、 <u>１８人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。